

第1章 名誉会員及び功労会員

(称号)

第1条 船舶及び海洋工学に関する学術技芸に関して功績の著しい正会員を、名誉会員として、総会において推薦する。

第2条 本会の事業に対して特に功労のあった正会員を功労会員として、総会において推薦する。

第3条 名誉会員及び功労会員に推薦された者に限り、その称号を用いることができる。

第2章 会員及び会費

(会員)

第4条 本会の会員となろうとする者は、理事会が定める入会申込書に必要事項を記入し、本会に提出しなければならない。提出された入会申込みは、理事会においてその可否を決定し、その結果を申込者に通知する。

第5条 退会を希望する会員は、理事会が定める退会届を本会に提出しなければならない。本会が退会届を受理した時は、その旨、退会者に通知する。

第6条 学生会員が卒業したときは、理事会は当該学生会員を正会員に推薦し、その旨本人に通知する。なお、卒業後も学生として大学院等に在籍する場合、申し出により、学生会員として扱われることができる。

第7条 正会員が学生会員の資格を有するに至った者は、学生会員に資格変更することができる。

(入会金及び会費)

第8条 定款第7条に定める入会金及び会費年額は次の通りとする。

	入 会 金	会 費
正会員	金 1,000 円	金 8,500 円
学生会員	金 0 円	金 2,000 円
賛助会員	金 0 円	
	団体特級	金 1,000,000 円以上
	団体1級	金 500,000 円以上 金 1,000,000 円未満
	団体2級	金 100,000 円以上 金 500,000 円未満
	団体3級	金 30,000 円以上 金 100,000 円未満
	個人	金 8,500 円 (但し、学生は、金 2,000 円)

第9条 名誉会員及び功労会員は、推薦された翌年以降、会費の負担を要しない。

2 40年分の会費（学生会員の期間を含む）を納付し且つ70歳以上の正会員は、その翌年以後、終身会員として会費の負担を要しない。

3 満65歳以上で、かつ20年間以上正会員であった者は、申し出により、シニア会員として会費を4,000円とすることができる。

4 会員の資格が変更された場合、その年の会費の差額の徴収及び返納を行わない。

5 正会員、学生会員及び賛助会員（個人）が勤務その他の理由で、ある期間会員資格を停止したい場合は、書面により申し出で、理事会の承認を受けることにより、休会することができる。休会期間中は、会費の納入を免除する。

6 未納会費のある会員が死亡したときは、理事会の議を経てこれを免除することができる。

第10条 会費の納付は本会が定める方法によらなければならない。

2 会費は、1か年分をその年の6月までに一括納入するものとする。

3 新たに入会するときの会費はその年に限り、月割とすることができる。

- 4 既納の会費及び入会金は、還付しない。

第3章 代議員の選出

(選挙管理委員会)

第11条 代議員選挙を適切に実施するために、代議員選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」という）を設置する。

- 2 選挙管理委員会は、代議員選挙に係る事務を司る。
- 3 選挙管理委員会は、理事及び理事会から独立した組織とする。
- 4 選挙管理委員会は、会長から委嘱された以下の委員により構成される。

各支部が推薦した正会員	各2名
前会長	1名
- 5 役員は、委員になることができない。
- 6 委員は、次期代議員になることができない。
- 7 委員の任期は、代議員選挙実施後、最初に行われる定時総会終了までとする。
- 8 委員の氏名は公示される。

(選挙管理委員会の運営)

第12条 委員長は前会長をもってあてることとし、選挙管理委員会を代表する。

- 2 委員長が欠けたときに備えて、委員の互選によって委員長代理を予め選任し、必要ある際は、委員長の職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、選挙管理委員会を招集し、その議長となる。
- 4 選挙管理委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 選挙管理委員会は、その業務の一部を事務局に委任することができる。

(選挙区)

第13条 代議員選挙は、東部・関西・西部の各支部単位で行うものとし、正会員は所属する支部の代議員選挙の選挙権及び被選挙権を有する。

- 2 代議員の定員は、代議員選挙を実施する年の4月1日に支部に所属する正会員の数を50で除し、1名未満の端数を四捨五入した数を、当該支部選挙区の定員とする。
- 3 補欠の代議員の定員は、前項の代議員の定員の数を5で除し、1名未満の端数を四捨五入した数とする。
- 4 前2項の定員は、代議員選挙実施の時点において定めるものとし、次の代議員選挙実施までの間に、正会員数が変化しても、その定員は変更しないものとする。
- 5 代議員は、任期中に転居等により所属支部を変更してもその任を解かない。

(選挙結果の判定)

第14条 代議員選挙における候補者の得票順に従って、定員の範囲で当該選挙区の代議員として選任する。なお、得票数が同じ場合は、年齢の高い順によるものとする。

- 2 代議員選挙の次点者以下を定員の範囲で当該選挙区の補欠の代議員として選任する。補欠の代議員の優先順位は、代議員選挙の得票順によるものとする。得票数が同じ場合は、年齢の高い順によるものとする。

(選挙結果の公示、通知)

第15条 選挙管理委員会は、代議員及び補欠の代議員に対し、選任されたことを通知する。

- 2 選挙管理委員会は、選挙結果を取りまとめ、会長に通知する。
- 3 選挙管理委員会は、選挙結果を公示しなければならない。

第4章 支部

(支部の設置)

第16条 支部は以下の3支部を設置することとし、支部区域は原則として以下の通りとする。

東部支部：愛知県-長野県-富山県以東の各都道県

関西支部：三重県-岐阜県-石川県から鳥取県-岡山県-香川県-徳島県までの各府県

西部支部：島根県-広島県-愛媛県-高知県以西の各県

(支部会員)

第17条 支部は、原則として、当該地方に居住しあるいは勤務する本会会員をもって構成する。

(支部役員)

第18条 支部には支部役員（支部長1名、監事2名、運営委員若干名）をおく。

(支部規則)

第19条 支部の運営は、支部規則により実施しなければならない。支部規則を決定し、あるいは変更しようとするときは、支部長は理事会に申し出て承認を得なければならない。

(支部の経費)

第20条 支部の経費は本会からの交付金をもってこれに充てる。

第5章 調査研究事業

第21条 本会は、講演会の実施、論文集等の刊行、調査研究に係る委員会活動等の調査研究事業を行う。

(講演会)

第22条 本会は、船舶及び海洋工学、その他一般海事に関する学術技芸に関する講演及び討論を行うため、講演会を開催する。

2 定期講演会は、毎年春秋2期に開催する。

3 本会は、臨時に講演会を開催することがある。

4 本会は、調査または研究のため、随時、シンポジウム、講習会、見学及び視察を行う。

(日本船舶海洋工学会論文集)

第23条 本会は、日本船舶海洋工学会論文集を発行する。

2 本会に、論文審査委員会を置き、前項の論文集発行に係る編集事務、論文の審査等を行う。

3 論文審査委員会は、論文審査委員で構成される。また、論文審査委員会には論文査読のための論文査読委員を置く。

(Journal of Marine Science and Technology)

第24条 本会は、**Journal of Marine Science and Technology** を発行する。

2 本会に英文論文集編集委員会を設け、前項の英文論文集の編集事務及び審査を行う。

(研究委員会)

第25条 本会に、研究企画委員会を置き、船舶及び海洋工学、その他一般海事に関する学術技芸の研究など本会の目的を達成するために必要な特定事項の調査、研究を企画、評価する。

2 本会に研究委員会を置き、会員の申請及び研究企画委員会の提案に基づく調査、研究を実施する。

3 本会に研究会を置き、会員相互の議論、発表・討論、情報交換などの場とする。

(国際学術事業)

第26条 必要に応じ、本会に、国際関連の委員会を置き、国際的な学術協力、連携、調査等の推進を図る。

第6章 啓発・広報事業

第27条 本会の啓発・広報事業は、人材開発、啓発、広報、褒章に係る活動より成る。

(人材開発)

第28条 本会は、船舶海洋工学に係る技術者の能力開発のため、能力開発センターを設置し、次の事業を行う。

1. 技術者の資格取得に係わる支援
2. 技術者の継続教育（CPD）に係わる支援
3. 大学における教育改善に係わる支援
4. その他必要な事業

2 本会は、船舶海洋分野の研究者及び技術者の育成のための事業を実施する。

(啓発・広報)

第29条 本会は、船舶海洋工学、その他一般海事に関する海洋教育活動を普及推進し、次世代の海洋分野の人材育成に寄与する事業を実施する。

2 本会に海洋教育推進委員会を設置し、海洋教育の啓発事業を推進する。

第30条 本会は、本会の活動・報告、船舶海洋工学に関する最新の技術動向及び技術の変遷等を広く紹介、報告する学会誌を刊行する。

2 本会に学会誌編集委員会を設置し、学会誌刊行の運営を行う。

第31条 本会は、学会活動に関係する情報を広く社会に発信し、その利用推進を図るための事業を実施する。

2 本会に広報委員会を設置し、学会活動に関係する情報の発信とその利用を推進する。

3 本会に情報管理委員会を設置し、電子情報サービス提供の運営を行う。

(褒賞)

第32条 本会は、船舶海洋工学の発展を奨励するため、褒章授与を行う。

第33条 本会は、わが国の船舶海洋技術または学術の進歩発展に顕著な貢献のあった者に対して、船舶海洋技術賞を授与する。

第34条 本会は、船舶及び海洋工学、その他一般海事に関する優秀な論文・著書・調査・開発・発明・考案等に対して、日本船舶海洋工学会賞を授与する。

第35条 本会は、船舶及び海洋工学分野における若手研究者の創造的研究を奨励し、広く技術の発展を促すため、独創的かつ優れた論文を発表した会員に対して、日本船舶海洋工学会奨励賞を授与する。

第36条 本会は、船舶及び海洋工学、その他一般海事を専攻する優秀な学生に日本船舶海洋工学会奨学褒賞を授与する。

第37条 本会は、必要と認めた場合、海事に関わる特筆すべき社会貢献を実施している個人または団体に対し、社会貢献賞を授与する。

第38条 本会は、技術的、芸術的に優れた船舶・海洋構造物の建造を促進し、社会生活の進展に貢献すると共に、広く社会一般に海洋思想の普及を図るため、船舶及び海洋構造物の中から特に優秀と認められたものを「シップ・オブ・ザ・イヤー」として表彰する。

第39条 本会は、本会の目的を達するため、必要と認めた場合、懸賞論文を募集し、授賞を行う。

第7章 資産管理

(資産管理)

第40条 本会は、財政的基盤の安定を目的とした資産の運用、管理ならびに会計管理を別に定める内規に基づき実施する。

第8章 事務局

(事務局)

第41条 本会に、会務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に職員及び嘱託若干名を置く。その任用、業務分担、給与等は、理事会の承認を経て会長が定める。

第9章 雑則

第42条 本細則の施行に必要な内規は理事会で定める。

第43条 本細則の変更は、総会の議決を経なければならない。

附則

(1) この細則は、平成22年11月1日から施行する。

(2) この細則の変更は、定時総会承認のあった日（平成25年5月27日）から施行する。

(3) この細則の変更は、定時総会承認のあった日（平成27年5月25日）から施行する。

(4) この細則の変更は、定時総会承認のあった日（令和5年6月1日）から施行する。